

答申第 917 号

諮問第 1596 号

件名：非違行為に関する速報等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 8 月 9 日付け及び同年 9 月 6 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 8 月 22 日付け及び同年 9 月 20 日付けで行った 2 件の一部開示決定の取消しを求める（平成 29 年 8 月 22 日付け一部開示決定に対する審査請求については、生年月日並びに生徒の氏名及び年齢を除く。）というものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 平成 29 年 8 月 22 日付け一部開示決定に対する審査請求書

処分庁の、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適応する理由は、行政文書一部開示決定通知書に記載されている。

処分庁が、開示しないこととした部分で、個人の氏名である教員名が開示されている。

個人の氏名である教員名を処分庁の文書が明らかにしている。

年度当初発行の、各学校の学校経営案、と対比すれば、学校名が明らかになる。

個人の氏名である教員名を公表する以上、学校名を黒塗りにする理由がない。校長名、教頭名を黒塗りにする理由がない。処分庁自らが、明らかにしている部分について、黒塗りにする理由がないということである。

その他の内容については、内容が不明、明確でないので、意見は、保留にする。

処分庁の意見を見て反論等をする。

(イ) 平成 29 年 9 月 20 日付け一部開示決定に対する審査請求書（平成 29 年 8 月 22 日付け一部開示決定に対する審査請求書において重複する部分は除く。）

少なくとも、学校経営案、に記載されている分は開示されるべきである。

今回請求しているものについて、職員氏名が公表されたら、小学校の生徒、保護者には、当然のことではあるが、職員名から学校名等がわかる。さらに、学校関係者には、学校名がわかる。学校経営案を見たものからは、学校名がわかる。

今回、学校名等を黒塗りにされた理由について推測すると、他の人にはわかっていることでも、わかることでも「請求人には、請求人、だけには黒塗りにしたい」知らせたくない、という処分庁の気持ちではないかとか、受け止めるしかないかと、思っている。もしそうなら処分庁（行政）の、気分による対応、公平な対応ではないかといえる。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求書に主張している、黒塗りに関して、学校名、及び校長名、教頭名（等）に対しての、処分庁が黒塗りにしたことに對しての、具体的な説明がなされていない。具体的にどのような根拠、理由で黒塗りにしたかの説明がなされないままの黒塗りは、違法である。

審査請求人の指摘、主張に対しての、合理的、論理的、説明がなされていないままの（弁明書にない）、黒塗りであるということである。開示できる、ものは（部分は）開示を優先するという審査の判断、結論を求める。

弁明書に対して以下のように反論をする。

(ア) 「おそれがある」という判断理由は、推測的なことであり、思いつきの行政判断ということになり、不当、違法につながり、許されない。

(イ) 「害するおそれ」という判断理由は、(ア)と同じ。

(ウ) 「支障を及ぼすおそれがある」ということについて(ア)及び(イ)と同じ。

(エ) 「鑑^{かがみ}文」は、行政では、よく使われている用語かもしれないが、日常では使われない用語である。処分庁は、具体的な処分説明を求める審査請求人に対して、黒塗りの説明をしているという思い込みを省みて、黒塗りにした部分に対しては、処分庁の具体的な説明がなされることを求めるとともに、説明なき場合は、黒塗りを取り消すことを求めるものである。

- (オ) 「審査表として作成」について、念のために、処分庁が、審査表を、公文書とは、異なるという認識が少しは、あるのではないかと心配する。あえて、審査表として作成ということを記載してあったから、そうでないことを確認するために述べた。
- (カ) 「特定の個人を識別することができる部分として不開示」ということについて、あえて、具体的にどのように、個人を識別できるのか、識別されたらどのような問題があるのかあきらかにされていない。
- (キ) 「個人に関する情報」について、「個人に関する情報」というだけではなく、どのような状況等から、個人情報ということになるのか明らかにされていない。
- (ク) 「他の情報と照合する…特定」ということについてどのような情報なのか、明らかにされていないので特定できるのかどうか不明である。説明不十分なままでの、不開示は違法である。
- (ケ) 「識別することはできない…利益を害する」ということについて、識別できないということなら、開示できるということである。害するおそれということはおくまで推測である。開示できるということになる。開示すべきである。
- (コ) 「個人の心情」について、全面的に開示がなされないことには、納得できない。反論ができない。審査の公平性を欠く。
- (カ) 「人格的な権利利益等」ということについて、処分庁が、具体的にどのようなことを指しているのか不明である。また、それが「人格的」であるのかの説明もなされていない。
- (シ) 「権利利益を害するおそれ」ということについて、おそれということはおくまで（具体的説明がない場合は個人的考えに近い）推測である。推測を述べられても、理解できないということである。納得できないということである。違法不当であるということである。
- (ス) 「公表基準に基づき」とあるが、開示基準がすべてではない。開示基準に問題があるということもある。全面的開示が、本来の知る権利の保障である。知る権利に反するものは（原則的には）開示基準が違法である。
- (セ) 「権利利益を害するおそれ…総合的に」ということは、推測と、説明できないが、判断した。ということであるから、処分庁の一貫性に欠けるということをおくまで認めているということである。開示できる部分があったということである。
- (ソ) 「公表基準の例外にあたる…所在市名は公表した」とあることについて、処分庁は、公表基準があることが、（全面的に公表することからすると）例外であるといえる。その例外の例外ということはいかなることなのか、処分庁には具体的な説明をする責任がある。処分庁は自らの混乱若しくは、過ちを認め、開示できることは開示することが

求められる。

- (ク) 「氏名及び…公表した」とあるが、なぜ公表したのかの説明がなされていない。氏名を公表したということは、審査請求書で、述べたように学校名を公表したのとおなじことである。該当する学校関係者は、当然知ることになる。等についての処分庁の弁明は、弁明になっていない。
- (ク) 「体罰事案」について、「公表基準」ということを処分庁は述べられるが、公表基準について、誤りであることは明らかである。知る権利まで侵してまで、運用しようとする公表基準ということが誤りであるということが明らかである。
- (ク) 「慣行として公にされ」ということについて、慣行でなかったら、何に基づいて、公にするのかどうか、しないのか、明確にされるべきである。処分庁の責務であることは、明らかである。本件情報公開審査会で処分庁は明らかにするべきである。
- (ケ) 「職務の遂行に係る情報ではない」ということについて、違法行為自体は、違法不当な行為であるから、正当な職務ではない。しかしながら、職務に関係していることは、(職務に関することから起きたこと)、明らかである。
- (コ) 「生命等を保護するため公にする…必要…認められる情報でない」ということについて、人権侵害の情報が、生命等の保護のために必要がないということは、正式な処分庁の見解かどうか、念のため明らかにしてもらいたい。他の生徒が受けた体罰(目撃)で、事件が起きた事例を処分庁は忘れたのかということを書きたい。それでも人権侵害情報を隠すことは、自らの過ちをまた起こすのかと不安と心配の気持ちである。再度処分庁の見解を聞きたい。当然公開対象の情報であることは明らかである。
- (カ) 「人事管理に関する、情報」であったから、なぜ開示できないのか、仮に処分庁の主張どおりだとしても、開示できる部分はあるはずである。一切できないはずはないということである。
- (ニ) 「率直な意見…躊躇^{ちゅうちよ}」について、本当ですかということをお聞きしたい。どのような具体的事例で、処分庁はそのように認識されたのか説明される責任がある。一方的決めつけで開示しないということは、違法であるということである。
- (キ) 「意識した記述をするおそれ」について、実際はどうか、おそれということは推測であり、具体的説明がなされていない。また、推測にすぎないことであるが、記述内容に、疑問をもつことになるということは、処分庁の推測に基づく疑問であり、公開する、しないとは関係ないことである。
- (ネ) 「公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれ」について、支障を及

ぼすおそれとは具体的にどのようなことか説明がなされていない。根拠、事例による説明等もなく、推測に基づく判断だけで、開示しないということは違法である。開示されることを求める。

- (イ) 「学校経営案」について、具体的に説明を審査請求人がしていないが、処分庁も同じものを指している、想定していると判断した。そうであれば請求人が、明らかになると主張していることに対する、弁明がなされていないことは明らかである。校名等について開示されることが当然のことに対して、あえていろいろ理由を述べることに問題があるといえる。開示しないと決めたから問題点を指摘されたにもかかわらず、「開示しない」ということは行政として不当、違法である。
- (ハ) 「学校経営案という文書を作成している」ということについて、作成しているということを確認している以上、審査請求人の主張する、学校名を確認できるということに対する、弁明が求められるのに、なぜ処分庁がなされないのか理解できない。
- (ニ) 「外部への公表を目的とするものではない」ということについて、処分庁は、これまで、学校経営案が、どのように扱われてきたのか、認識されていないのかと、疑問に思う。もしかしたら、この部分に関する弁明を記述している担当者が認識していないだけなのかとも思う。これほど、理解に苦しむ弁明には驚きであるし、まさに白を黒というに等しい弁明であるからである。公文書であるという認識で、公開請求等及び閲覧等で、扱われたものが今更、目的ではないという（処分庁主張）ことは、いかなる弁明のための主張なのか明らかにされていない。開示しないための意味不明の主張は明らかな、知る権利の侵害であり、違法である。
- (ホ) さらに「5月1日時点での…記載されているにすぎない」ということについて、学校経営案の正確性を欠くということを処分庁は主張されたいのかもしれないが、本当にそうであるならば、正確に反映したものを、作成することに努める事こそ、処分庁等の責任である。正確性を理由に、開示等できないとすることには、問題がある。開示しないがための、すり替え等に過ぎないし、不当、違法である。
- (ヘ) 「学校名が明らかになっていることはできない」ということについて、処分庁は、本件について、明らかにならないということを確認された上で主張されているのか、疑問である。そうであるなら、具体的に、証拠を基に説明する責任がある。説明がなされた上で、不開示にされるなら、処分の妥当性が認められるが、開示しないための弁明であるなら、処分庁の違法性が問われるということである。理由のない不開示については、知る権利を侵しているということである。
- (ト) 「強い要望…不開示」について、人権侵害に関するものについて、の開示に関しては、（被害者）当事者の気持ちを優先するということ

については、認識している。しかしながら、それだけを基に、不開示を優先することは、(妥当かどうか) 別問題であるということであることを述べておく。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

生年月日について、私は開示を求めている。

付け加えると、生年月日の記載が県の記録に残って、文書で報告書などに残っていることに関して疑問を持つ。

例えば、生年月日が記載された文書が学校や各自治体の教育委員会から県教育委員会へ運ばれたりするときに、万一それが紛失した場合は、事実の内容や名前等も漏れることになるわけであるが、できたら、そういう文書で書かなくてもいい文書はなくしたほうがいいのではないか。

請求人としての体罰報告書についての見解を述べる。

報告書をこれまで、いろいろなものを体罰に関して見てきた。事案で報告されているもの、公表されているものは、大体事実関係を読み取ると、暴力行為、暴行事件であるという認識が私の中にはある。

暴力・暴行事件というふうに申し上げているのは、それぞれの報告の中で、加害側の気持ちを動かしているのは感情的なものが多いということを常日頃感じている。感情的にやるのがなぜ体罰につながるかというようなことも考えると、暴力は暴力というふうにきちっと報告を出してほしいと思っている。

指導、学校において指導過程において児童生徒と対応するときに踏み外した行為、物理的強制力を伴う行為が体罰というふうに理解されているのではないかと感じている。しかし、そこには、相手に対して何かを伝えたいと、指導したいと、そういう教師側の思いが本当は存在していなければいけない。相手にメッセージを伝えたいとかいうときには、伝える側は相当冷静でなければいけないというふうに考えている。そういう冷静沈着なときに、効果的には最悪の効果を生み出す暴力・暴行事件というのはあり得ないことであるということを理解してもらわなければいけないのではないか。そういうふうに考えると、体罰というのをどういうふうに考えていいのか。学校で行われる指導過程の暴力事件を体罰というふうにいまだに引用されることに、最近は非常に疑問を持ってきているということを感じている。

報告書は、加害教諭の一方的暴力・暴行事件と言ってよいと思っている。そこに、何ら指導やしつけという世界からかけ離れている実態があるというふうに考えている。

小さい子供や自分より弱そうな同級生とか下級生とかいたときに、強制力を伴う行為もあるというふうに考えている。

そういうものは報告書できちんと記載されているかということ、どうも

そういう記載がない。そういう記載というのは、要するに、暴力に依存した行為に対する分析が記載されていないということは、非常に気になっているところである。

それから、報告書で気になっていることについて述べると、暴力行使者の側の気分的な思いで暴力を振るうわけであるが、そのときに必ず報告書に書いてあることとして、非は生徒にあるよと、そういう書き出しで書いてある。

本来は、非違行為報告書という文書の中にある職員についての非違行為というのは、非は教諭にあるという前提でなければならないと思っている。その前提があって記載されれば、生徒を責めるような書き方は全く不適切であると。これは記載者の能力の問題、認識の問題につながると考えている。

それらは全て、教師や大人の側の上から目線の原因があるからだと考えている。

上から目線で書かれているということは、書き手の側の問題がやっぱり指摘されなければいけないと思っている。

非は生徒にあるとか、そういう書き方はこれまでつらつらと、開示請求していると認められるわけであるが、これは深層心理、記載者というのは教頭や校長であるから、その人たちが自分たちの責任逃れをしたいと。せめて非は教諭にあると、加害教諭にあると、そこでとどめておきたい。自分はやるだけのことをやると、教諭が悪いから生徒を物理的行為で抑えようとしたと、そういう結論が読み取れる。

深層心理が誤っていれば報告書自体も誤って記載されるだろうし、そういう誤った報告書は、本来改善のための資料にはなり得ない部分もあるのではないかと非常に思っている。

私が開示請求をしている理由は、報告書で問題の本質が理解できて、今後の対応は記載されるかどうかということを読み取りたいので全面開示を求めているが、その全面開示を求めている私の気持ちに耐えられる文書はなかなか出ないと感じている。

報告書に私が求めているものは、事実関係が分かること、その問題が起きた背景、原因が分かること、それらがなぜ起きたか分析、検証がなされているかどうか、その報告書を読めばその学校や管理職が今後どういう対応をしていくのか、要するに体罰防止のためにどういう対応をしていくのかというのが読み取れるようなものでなければならないと考えている。

最近の事例で分かるように、もうビデオで、スマホで撮られる時代である。逆に、ほかの人が見ている状態でやるというのは、現代的に言えばライブ状態である。それを、状態が明らかになったときに、あえて報告書の内容を一部非公開にするというようなことは、もう時代遅れでは

ないかと思っている。そういうことを思えば、全面公開が当然ではないかと。それを、事実関係を隠せると、公表しないということは、相当無理なことを処分庁は行っていると思っている。

ライブ状態で分からないということは、本人の生年月日だけである。

だから、年齢が公表されることは別に、そう無理な要求ではないと思うが、生年月日に関して言えば、そのうち生年月日がいろいろな暗証番号等に使われるとか個人特定につながるということで、これは行政が最初からの文書になくしてもらいたいということを思ったわけである。

学校の暴行事件を体罰という言い方をするというのは、学校長も職員も行政も甘えているという認識になっている。甘えた人たちの文書を隠されて、隠された上に、あまり正式な文書ではなさそうなものを、もう本当に読まされる側のことを考えると、そういうことも差し引いても、やっぱり自分たちで自浄能力がなさそうなので、全面公開していただきたいと思うのが私の結論だし、全面公開がそういう不適切行為等の防止につながるということを申し上げて、今回の件も全面公開をしてもらいたいと思っている。

3 本件審査請求の併合について

審査請求人は、本件開示請求に係る 2 件の一部開示決定に対し、それぞれ審査請求を提起しているが、これらの審査請求は、対象となった行政文書が重複しており、同様の不開示理由により一部開示決定をしたものであることから、実施機関は、当該 2 件の審査請求を併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 29 年 9 月 20 日付け 29 教職第 562-2 号の一部開示決定に係る開示請求日である同月 6 日までの平成 29 年度中に起きた体罰又はわいせつ行為に係る職員の不祥事について、県教育委員会が作成又は取得した次の文書であって、その一部を不開示としたものである。具体的には同年 4 月 27 日付けで自校生徒に対するわいせつ行為により懲戒免職とした職員（以下「A 職員」という。）、同年 8 月 2 日付けで体罰により嚴重注意とした職員（以下「B 職員」という。）及び同月 8 日付けで自校児童に対するわいせつ行為により懲戒免職とした職員（以下「C 職員」という。）の不祥事に係る文書である。

ア 文書 1「職員の不祥事について（報告）（平成 29 年 3 月 27 日付）」

当該文書は、A 職員の所属校の校長が、調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、県教育委員会へ提出したものであり、^{かがみ}鑑文、非違行為報告書、A 職員の申立書及び校長の意見書で構成されて

いる。

当該文書のうち、鑑文^{かがみ}には送付年月日、校長の所属校名、氏名及び印影、標題、添付書類名等が、非違行為報告書には作成者である校長の職名、氏名及び印影、A 職員の所属校名、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、概要、相手方の状況並びに事後措置が、A 職員の申立書には A 職員の所属校名、職名、氏名、申立ての内容等が、校長の意見書には校長の所属校名、氏名、印影、意見等が記載されている。

イ 文書 2「審査表（平成 29 年 4 月 17 日付）」

当該文書は、A 職員の不祥事の処分の審査に当たり、県教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生日月日、発生場所、審査の対象者（A 職員並びに現在及び当時の校長）の所属校名、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、処分経過が記載された部分（規律違反と認められる内容、人事考査委員会事務局の処分案及び人事考査委員会の審査結果（所見））等が記載されている。

ウ 文書 3「教職員の人事について（平成 29 年 4 月 20 日起案）」

当該文書は、県教育委員会が A 職員の処分内容を決定するために起案したものであり、起案文、辞令案、処分事由説明書案及び教職員課長宛て通知案で構成されている。

当該文書のうち、起案文には起案者氏名、題名、決裁者等の印、伺い文等が、辞令案には A 職員の職名、氏名、発令事項等が、処分事由説明書案には A 職員の所属、職名、氏名、処分理由、処分内容等が、通知案には標題、通知内容等が記載されている。

エ 文書 4「職員の不祥事について（報告）（平成 29 年 6 月 12 日付）」

当該文書は、B 職員の所属校の校長が、調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、県教育委員会へ提出したものであり、鑑文^{かがみ}、非違行為報告書、B 職員の申立書及び校長の意見書で構成されている。

当該文書のうち、鑑文^{かがみ}には送付年月日、校長の所属校名、氏名及び印影、標題、添付書類名等が、非違行為報告書には作成者である校長の氏名及び印影、B 職員の所属校名、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生の場所、概要、相手方の状況、事後措置等が、B 職員の申立書には B 職員の氏名、申立ての内容等が、校長の意見書には校長の所属校名、氏名、印影、意見等が記載されてい

る。

オ 文書 5「審査表（平成 29 年 7 月 18 日付）」

当該文書は、B 職員の不祥事の処分の審査に当たり、県教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生日、発生場所、審査対象者（B 職員及び校長）の所属校名、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、処分経過が記載された部分（規律違反と認められる内容、人事考査委員会事務局の処分案及び人事考査委員会の審査結果（所見））等が記載されている。

カ 文書 6「教職員の人事について（平成 29 年 7 月 18 日起案）」

当該文書は、県教育委員会が B 職員及び校長の処分内容を決定するために起案したものであり、起案文、B 職員及び校長の処分案並びに学校長宛て通知案で構成されている。

当該文書のうち、起案文には起案者氏名、題名、決裁者等の印、伺い文等が、B 職員の処分案には B 職員の所属校名、職名、氏名、処分内容の要旨等が、校長の処分案には校長の所属校名、職名、氏名、処分内容の要旨等が、学校長宛て通知案には標題、通知内容等が記載されている。

キ 文書 7「非違行為に関する速報（平成 29 年 5 月 30 日付）」

当該文書は、発生した非違行為について、C 職員の所属校の校長及び教頭が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で市教育委員会に報告し、市教育委員会が愛知県の教育事務所（以下「県教育事務所」という。）を経由し、県教育委員会に提出したものである。

当該文書には、C 職員の所属校名、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、発信者である教頭の所属校名及び氏名、非違行為の内容、C 職員及び相手方の状況等が記載されている。

ク 文書 8「教員の非違行為について（送付）（平成 29 年 6 月 19 日付）」

当該文書は、非違行為に関する速報を提出した後、C 職員の所属校の校長が改めて調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、市教育委員会に報告し、市教育委員会が県教育事務所を経由し、県教育委員会に提出したものであり、県教育事務所長の^{かがみ}鑑文、市教育委員会教育長の^{かがみ}鑑文、非違行為報告書、C 職員の申立書、校長意見書、C 職員及び校長の履歴書並びに C 職員及び校長の自己申告・評価シート（平成 28 年度）で構成されている。

当該文書のうち、県教育事務所長の^{かがみ}鑑文には送付年月日、標題等が、市教育委員会教育長の^{かがみ}鑑文には送付年月日、標題、提出書類名等が、非違行為報告書には作成者である校長の氏名及び印影、C 職員の所属校

名、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生場所、概要、相手方の状況並びに事後措置が、C 職員の申立書には C 職員の所属校名、氏名、申立ての内容等が、校長意見書には校長の所属校名、氏名、印影、意見等が、C 職員及び校長の履歴書には C 職員及び校長の履歴等が、C 職員及び校長の自己申告・評価シート（平成 28 年度）には C 職員及び校長の平成 28 年度の目標、目標への取組と達成状況、評価等が記載されている。

ケ 文書 9「審査表（平成 29 年 7 月 18 日付）」

当該文書は、C 職員の不祥事の処分の審査に当たり、県教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事件の種別、発生年月日、発生場所、審査対象者（C 職員及び校長）の所属校名、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、処分経過が記載された部分（規律違反と認められる内容、人事考査委員会事務局の処分案及び人事考査委員会の審査結果（所見））等が記載されている。

コ 文書 10「教員の処分について（平成 29 年 7 月 31 日起案）」（抜粋）

当該文書は、県教育委員会が被処分者の処分内容を決定するために起案したものであって、そのうち C 職員及び校長に関する部分を抜粋したものであり、起案文、辞令案、処分事由説明書案、県教育事務所長宛て通知案、県教育事務所長からの副申、市教育委員会からの内申^{かがみ}鑑文及び市教育委員会の意見書で構成されている。

当該文書のうち、起案文には起案者氏名、題名、決裁者等の印、伺い文等が、辞令案には C 職員の所属校名、職名、氏名、発令事項等が、処分事由説明書案には C 職員の所属校名、職名、氏名、処分理由、処分内容等が、通知案には標題、通知内容等が、副申には標題、県教育事務所長の意見等が、内申^{かがみ}鑑文には標題等が、市教育委員会の意見書には市教育委員会の意見等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書のうち、個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができる部分として不開示とした A 職員の生年月日、B 職員の所属校名、所属が分かる部分、氏名及び生年月日、C 職員の所属校名、所属が分かる部分及び生年月日、校長の所属校名、氏名、生年月日及び印影、当時の校長の所属校名、氏名及び生年月日、教頭の所属校名及び氏名、関係職員の氏名、PTA 会長の氏名、発生時期及び発生場所、管轄の警察署名及び警察職員の氏名、被害生徒の入学時期、所属校名・学科

名、所属が分かる部分、氏名、年齢その他被害生徒を識別できる部分並びに被害児童の所属が分かる部分、学年・クラス名、氏名及び年齢（以下「職員・児童生徒の所属等」という。）並びに履歴書及び自己申告シート・評価シートとして不開示とした C 職員及び校長の履歴書及び自己申告シート・評価シート（以下「職員の履歴書等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人に関する情報を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ 本件行政文書のうち、申立書、意見及び聞き取り内容として不開示とした A 職員、B 職員及び C 職員の申立書の全体、詳細な聞き取り内容、相手方及び C 職員の状況（以下「職員の申立書等」という。）、校長、県教育事務所長及び市教育委員会の意見（以下「校長等の意見」という。）並びに処分経過が記載された部分には、個人の心情、被害生徒側の発言内容、規律違反の内容等が詳細に記載されており、個人の人格的な権利利益等に関する情報が含まれることから、個人に関する情報であって、特定の個人に関する情報を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 本件行政文書のうち、C 職員によるわいせつ事案については、県教育委員会が定める懲戒処分の公表基準に基づき、C 職員の氏名を公表したものである。しかし、当該職員の所属校名については、被害児童の保護者が公表を望まなかったこと、また所属校名は被害児童のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあることから総合的に考慮して、上記公表基準の「例外」に当たるものとして、所在市名は公表したが、所属学校名を非公表としたものである。同様に、A 職員によるわいせつ事案についても、A 職員の氏名及び発覚した時点での所属校名は公表したものの、事件当時の所属校名は被害生徒のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあることから、明らかにしなかったものである。また、B 職員の体罰事案については懲戒処分ではなく、嚴重注意を行っており、懲戒処分の公表基準により、公表していないものである。

よって、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等、職員の申立書等及び校長等の意見は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。

また、被処分者である職員は公務員であるが、処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情

報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

エ 以上のことから、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等、職員の申立書等及び校長等の意見は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 職員の申立書等及び校長等の意見は、県教育委員会の任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であり、また、処分経過が記載された部分は、処分内容を決定するための審議、検討に関する情報であって、これらを公にすることが前提となれば、関係者は率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}し、作成者も開示されることを意識した記述をするおそれがある。

よって、これらを公にすれば、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、職員の申立書等、校長等の意見及び処分経過が記載された部分は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、平成29年9月4日付け及び同年10月16日付けの審査請求書において、年度当初発行の学校経営案と対比すれば、学校名が明らかになる旨の主張をしている。

確かに市町村立小中学校等では、学校ごとに学校経営案という文書を作成している。

しかし、学校経営案は校長が、その年度の学校経営の計画を教職員に示すために作成するものであり、外部への公表を目的とするものではない上、学校経営案には当該年度における5月1日時点の状況が記載されているにすぎず、当然その後年度途中で採用された職員等の名前は記載されないことになり、非違行為発生時点における市町村立小中学校の教職員組織を正確に反映しているとまではいえないことから、必ずしも学校経営案を参照すれば、学校名が明らかになっているということとはできない。

さらに、前記(2)ウで既に述べたとおりであるが、本件事案は被害児童の保護者から当該被害児童の特定を防ぐために学校名を公表しない旨強い要望があったため不開示としたものである。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、A 職員、B 職員及び C 職員の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書である。その構成及び内訳は別表の 1 欄及び 2 欄に掲げるとおりであり、その記載内容は前記 4(1) で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分のうち、職員・児童生徒の所属等及び職員の履歴書等を条例第 7 条第 2 号に、職員の申立書等、校長等の意見及び処分経過が記載された部分を同条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

なお、審査請求人は、平成 29 年 8 月 22 日付け一部開示決定に対する審査請求書において、審査請求の趣旨として、生年月日並びに生徒の氏名及び年齢を審査請求の対象から除く旨を記載しているが、同年 9 月 20 日付け一部開示決定に対する審査請求書においては記載していないことから、当審査会においては、念のため、これらの部分を含む職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等、職員の申立書等、校長等の意見及び処分経過が記載された部分の不開示情報該当性について、以下判断する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、職員の申立書等、校長等の意見及び処分経過が記載された部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 職員の申立書等、校長等の意見及び処分経過が記載された部分を公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったり、どのような事実を規律違反行為として認定したか判明することにより処分の決定過程が判明したりするおそれがある。そ

の結果、県教育委員会の人事管理における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えるおそれがあり、人事事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、職員の申立書等、校長等の意見及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について以下検討する。

イ 実施機関が同号に該当するとして不開示としたのは、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等、職員の申立書等、校長等の意見及び処分経過が記載された部分である。

当審査会において、実施機関が個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができる部分、履歴書写し及び自己申告シート・評価シートとして不開示とした職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等及び職員の申立書等を見分したところ、職員・児童生徒の所属等及び職員の履歴書等には、体罰又はわいせつ行為に係る職員、当該職員の所属する学校の校長及び教頭、体罰又はわいせつ行為を受けた生徒及び児童その他の特定の個人を識別できる情報が記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

また、職員の申立書等には、体罰又はわいせつ行為に係る職員自身の心情、非違行為の事実経過等が詳細に記載されており、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等及び職員の申立書等は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

(ア) 実施機関から提出された「懲戒処分の公表基準」には、実施機関は

懲戒処分を行った場合はその概要を公表するとしているが、公表の例外として、被害者が事件の公表を望まない場合又は被害者若しくはその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には、内容の一部又は全部を公表しないことができると記載されている。当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、A 職員及びC職員によるわいせつ事案については、「懲戒処分の公表基準」に基づき、A 職員の氏名及び事案が発覚した時点での所属校名並びに C 職員の氏名を公表したが、A 職員の事件当時の所属校名及び C 職員の所属校名については、被害生徒又は児童のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあることから、当該公表基準の例外に当たるとして非公表としたとのことである。また、B 職員の体罰事案については、懲戒処分ではなく嚴重注意を行っているため、「懲戒処分の公表基準」により公表していないとのことである。

当審査会において実施機関から提出されたわいせつ行為に係る職員の処分に係る記者発表資料における公表内容を確認したところ、A 職員及び C 職員の事案については、実施機関が定める「懲戒処分の公表基準」にのっとり、氏名、職名、処分内容、処分理由及び処分年月日については公表されているが、A 職員の事件当時の所属校名及び C 職員の所属校名については公表されていないことが認められた。

さらに、A 職員、B 職員及び C 職員以外の特定の個人を識別できる情報、職員の履歴書等及び職員の申立書等が一般に公表される取扱いであるとは認められない。

したがって、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等及び職員の申立書等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

- (イ) また、体罰又はわいせつ行為に係る職員は公務員であるが、処分を受けたこと又は指導上の措置を受けたことは、当該職員の職務の遂行に係る情報とは認められない。したがって、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等及び職員の申立書等は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等及び職員の申立書等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上により、職員・児童生徒の所属等、職員の履歴書等及び職員の申立書等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

オ なお、校長等の意見及び処分経過が記載された部分は、前記(3)で述べたとおり、条例第 7 条第 6 号に該当することから、同条第 2 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

- (5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 内訳	3 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定	
文書 1 職員の不祥事について（報告）（平成 29 年 3 月 27 日付）	職員の不祥事について（報告）（県立学校長送付文）	なし	/
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 職員の生年月日 ・ 発生時期 ・ 被害生徒の入学時期、所属校名・学科名、氏名、年齢その他被害生徒を識別できる部分 	
	A 職員の申立書	詳細な聞き取り内容	第 7 条第 2 号及び第 6 号
	校長の意見書	全て	第 7 条第 2 号及び第 6 号
文書 2 審査表（平成 29 年 4 月 17 日付）	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 職員の生年月日 ・ 校長の生年月日 ・ 当時の校長の所属校名、氏名及び生年月日 ・ 発生時期及び発生場所 ・ 被害生徒の入学時期、所属校名・学科名その他被害生徒を識別できる部分 	第 7 条第 2 号
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細な聞き取り内容 ・ 処分経過が記載された部分 	第 7 条第 2 号及び第 6 号
文書 3 教職員の人事について（平成 29 年 4 月 20 日起案）	起案文	なし	/
	辞令案	なし	
	処分事由説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時期 ・ 被害生徒の入学時 	第 7 条第 2 号

		期	
	通知案	なし	
文書 4 職員の不祥事について（報告）（平成 29 年 6 月 12 日付）	職員の不祥事について（報告）（県立学校長送付文）	・ B 職員の所属が分かる部分 ・ 校長の所属校名、氏名及び印影	第 7 条第 2 号
	非違行為報告書	・ 校長の氏名及び印影 ・ B 職員の所属校名、氏名及び生年月日 ・ B 職員及び被害生徒の所属が分かる部分 ・ 関係職員の氏名 ・ 管轄の警察署名及び警察職員の氏名 ・ 被害生徒の学年、氏名及び年齢	第 7 条第 2 号
		・ 詳細な聞き取り内容 ・ 相手方の状況	第 7 条第 2 号及び第 6 号
		B 職員の申立書	全て
	校長の意見書	校長の所属校名、氏名及び印影	第 7 条第 2 号
		校長の意見	第 7 条第 2 号及び第 6 号
文書 5 審査表（平成 29 年 7 月 18 日付）		・ B 職員の所属校名、氏名及び生年月日 ・ 校長の所属校名、氏名及び生年月日 ・ B 職員及び被害生徒の所属が分かる部分	第 7 条第 2 号
		・ 詳細な聞き取り内容 ・ 処分経過が記載された部分	第 7 条第 2 号及び第 6 号
文書 6 教職員の人事について（平成 29 年 7	起案文	なし	
	厳重注意(要旨)案	B 職員の所属校名及び氏名	第 7 条第 2 号

月 18 日起案)	通知案	B 職員の所属校名、所属が分かる部分及び氏名	第 7 条第 2 号
	厳重注意(要旨)案	・校長の所属校名及び氏名 ・B 職員の所属が分かる部分及び氏名	第 7 条第 2 号
文書 7 非違行為に関する速報 (平成 29 年 5 月 30 日付)	/	・C 職員の所属校名及び生年月日 ・教頭の所属校名及び氏名 ・発生場所	第 7 条第 2 号
		詳細な聞き取り内容	第 7 条第 2 号及び第 6 号
文書 8 教員の非違行為について (送付) (平成 29 年 6 月 19 日付)	教員の非違行為について (送付) (県教育事務所長送付文)	なし	/
	「非違行為に係る報告」の提出について (提出) (市教育委員会教育長送付文)	なし	/
	非違行為報告書	・C 職員の所属校名及び生年月日 ・校長の氏名及び印影 ・C 職員及び被害児童の所属が分かる部分 ・被害児童の学年・クラス名、氏名及び年齢 ・PTA 会長の氏名	第 7 条第 2 号
		詳細な聞き取り内容	第 7 条第 2 号及び第 6 号
	C 職員の申立書	全て	第 7 条第 2 号及び第 6 号
校長意見書	・C 職員の所属校名 ・校長の氏名及び印影	第 7 条第 2 号	

		校長の意見	第7条第2号及び第6号
	C職員の履歴書	全て	第7条第2号
	校長の履歴書	全て	第7条第2号
	C職員の自己申告・評価シート（平成28年度）	全て	第7条第2号
	校長の自己申告・評価シート（平成28年度）	全て	第7条第2号
文書9 審査表（平成29年7月18日付）		・C職員の所属校名及び生年月日 ・校長の所属校名、氏名及び生年月日	第7条第2号
		・詳細な聞き取り内容 ・処分経過が記載された部分	第7条第2号及び第6号
文書10 教員の処分について（平成29年7月31日起案）（抜粋）	起案文	処分経過が記載された部分	第7条第2号及び第6号
	辞令案	C職員の所属校名	第7条第2号
	処分事由説明書	C職員の所属校名	第7条第2号
		詳細な聞き取り内容	第7条第2号及び第6号
	教員の処分について（通知）	C職員の所属校名	第7条第2号
	教員の処分について（副申）（県教育事務所長送付文）	県教育事務所長の意見	第7条第2号及び第6号
	教職員の処分について（内申）（市教育委員会送付文）	C職員の所属校名	第7条第2号
市教育委員会の意見書	市教育委員会の意見	第7条第2号及び第6号	

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 3. 19	諮問（弁明書の写しを添付）
31. 4. 18	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
1. 6. 27 (第 575 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
1. 7. 19 (第 577 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
1. 9. 20 (第 581 回審査会)	審議
1. 10. 25	答申